## 東広島市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部改正について

## 1 目的、概要

特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第2条の規定に基づく保護者等の属する世帯の収入額及び需要額の算定要領の一部改正により、申請者の収入額及び需要額の算定に給与所得及び公的年金所得の有無やひとり親控除及び寡婦控除の有無が関係してくることから、必要な様式の変更を行うもの。また、各様式における申請者の押印を廃止すること及び元号を改める政令(平成31年政令第143号)が令和元年5月1日に施行されたことに伴う必要な様式の変更を行うもの。

## 2 改正箇所について

東広島市特別支援教育就学奨励費支給要綱

	(新)	(旧)
別記様式第1号	様式中の所得控除の項目	様式中の所得控除の項目
	「社会保険料」、「生命保険料」、「地	「社会保険料」、「生命保険料」、「地
	震保険料」、「 <u>ひとり親又は寡婦控除</u>	震保険料」
	の額 ※保護者等のみ」	
	様式中の保護者等の職業の欄	様式中の保護者等の職業の欄
	「□給与所得有 □公的年金有	Γ
	<u> </u>	J
	様式中の世帯の状況の欄	様式中の世帯の状況の欄
	「保護者等氏名」、「子等の氏名」	「 <u>氏名</u> 」
別記様式第1号	「保護者氏名」	「保護者氏名
別記様式第3号		
別記様式第2号~	「 年」	「平成 年」
別記様式第4号	<u> </u>	' <u>+'',   +</u> '
加山豚 八		